

国民年金の免除、猶予制度を

ご利用ください

所得が少ないなど保険料を納めることが経済的に困難な場合は、保険料の免除申請、猶予申請をご利用ください。

免除対象となる方

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の全額または一部が免除されます。

①前年所得（収入）が少ない人

②障害者または寡婦であつて前年の所得が125万円以下の人

③生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人

④失業、倒産、事業の廃止、天災などにあつた人

・失業の場合
雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しが必要です。
・離職者支援資金の貸付を受けた場合

「貸付決定通知書」の写し等

が必要です。

若年者納付猶予の対象となる方

本人および配偶者の前年所得が一定以下の30歳未満の方は、保険料の納付が猶予されます。所得の基準は全額免除の所得の基準と同じですが、世帯主の前年所得は問いません。

※なお、18年度の申請（19年6月分まで）は、7月末日までの受付となります。

こんなに差がでる

免除と未納

一部納付の承認を受けた場合は保険料を納めないといふ未納扱いになります。

「次の勤め先が決まるまで」のつもりで保険料を納めなかったり、免除も受けていなかったら、万が一のとき、障害者年金や遺族年金が受給できなくなることがあります。

（下記の表参照）



問合せ先

くらし部 健康課

国民年金係

電話（23）9135



担当 山崎

山内支所 くらし課

電話（45）2906

北方支所 くらし課

電話（36）6020

武雄社会保険事務所

電話（23）0121

	全額免除	一部納付（一部免除）			若年者猶予・学生納付特例	未納
		1/4納付	半額納付	3/4納付		
老齢基礎年金を受けるために必要な期間	受給資格期間に入ります					受給資格期間に入りません
年金額の計算をする際には	1/3が反映されます	1/2が反映されます	2/3が反映されます	5/6が反映されます	年金額に反映されません	
障害・遺族基礎年金を請求するときは	保険料を納めていたときと同じ扱いです					年金を受けられない場合があります
納付が必要な月額保険料（平成19年度）	-	3,530円	7,050円	10,580円	-	14,100円

●年金に関して気になる方 心当たりのある方へ●

まずはお気軽に電話してください

- 全国统一「ねんきんダイヤル」で受付しています。
0570-05-1165（24時間、土日も対応）
- 専用フリーダイヤル「ねんきんあんしんダイヤル」
0120-657830（24時間、土日も対応）

窓口も延長し、夜まで対応しています。

- 社会保険事務所（309ヶ所）で受付しています。
 - 月～金曜日 午前8時30分から午後7時まで
 - 7月14（土）午前9時30分から午後4時まで
- 武雄社会保険事務所
武雄市武雄町大字昭和43番地6
電話 **0954-23-0121**